



西之表市告示第28号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、
地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めたので、同条
第8項の規定により告示する。

令和7年3月31日

西之表市長 八板 俊輔



1 地域計画を定めた地区

榕城地区、上西地区、国上地区、伊関地区、安納地区

現和地区、安城・立山地区、古田・中割地区、住吉地区、下西地区

2 縦覧場所

西之表市役所農林水産課及び農業委員会事務局